

定 款

社団法人 島根県シルバー人材センター連合会

社団法人 島根県シルバー人材センター連合会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人島根県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）という。

(事務所)

第2条 連合会は、主たる事務所を島根県松江市母衣町55番地4に置く。

2 連合会は、従たる事務所を次の各号に掲げる場所に置く。

- (1) 島根県松江市中原町8番地
- (2) 島根県出雲市今市町北本町2丁目1番地6
- (3) 島根県益田市高津八丁目14番16号
- (4) 島根県浜田市殿町83番地122
- (5) 島根県簸川郡斐川町大字学頭826番地2
- (6) 島根県江津市和木町609番地17
- (7) 島根県簸川郡大社町杵築南1388番地9

(目 的)

第3条 連合会は、県下において定年退職等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係るものの機会を確保し、これらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助するとともに、この活動の健全な発展を促進し、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

- 2 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、無料の職業紹介の事業を行うこと。
- 3 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした研修及び講習を行うこと。
- 4 前3号に掲げるもののほか、雇用就業を通じて高年齢者の生きがいの充実及び、社会参加の促進を図るために必要な事業を行うこと。

第2章 会 員

（会員の種類）

第5条 連合会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第46条の指定を受けた法人及び連合会の目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者をその会員とする民法第34条の法人又は法人格なき社団であってその理事会の承認を得たものとする。
 - 1) 原則として60歳以上の健康な者であること。
 - 2) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって生きがいの充実や社会参加を希望するものであること。
- 3 賛助会員は、連合会の目的に賛同し、事業に協力する個人、企業・団体等で理事会の承認を得たものとする。

（入 会）

第6条 会員として入会しようとする団体等は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 正会員は、入会と同時に、その代表者1名を届け出なければならない。

（会 費）

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退 会）

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

- 2 正会員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は賛助会員が第1号に該当するときは、退会したものと見なす。

- 1) 解散又は死亡したとき。
- 2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催促に応じないとき。

(除 名)

第9条 会員が連合会の名誉を棄損し、又は定款に反するような行為を行ったときは、総会において、正会員の4分の3以上の議決により、その会員を除名することができる。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、その旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第3章 役 員

(役員の種類及び選任)

第11条 連合会に次の役員を置く。

- 1) 会 長 1名
 - 2) 副 会 長 1名
 - 3) 常務理事 1名
 - 4) 理 事 (会長、副会長及び常務理事を含む。) 7名以上12名以内
 - 5) 監 事 2名
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
 - 4 会長、副会長及び常務理事は、理事会において理事の中から互選し、総会に報告する。
 - 5 理事及び監事の選出方法は、理事会において別に定める。

(役員の仕事)

第12条 会長は、連合会を代表し、業務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 常務理事は、常務を処理し、事務局長を兼ねることができる。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は前任または現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなくてはならない。

(役員の報酬)

第14条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(役員の解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席構成員の4分の3以上の同意を得てその役員を解任することができる。

- 1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき。
 - 2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、その旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

第4章 顧問

(顧問)

第16条 連合会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第5章 会議

(種 類)

第 17 条 連合会の会議は、総会及び理事会の 2 種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 18 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 19 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、連合会の運営に関する重要な事項を決定する。

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を決定する。

- 1) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項
- 2) 総会に付議すべき事項
- 3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

3 理事会に部会を置くことができる。

4 部会は、第 1 項に掲げる事項のうち、会長が指定する事項を協議し、この結果を理事会に報告する。

(開 催)

第 20 条 通常総会は、毎年 2 回開催する。(通常総会は毎年 3 月および年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。)

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- 1) 理事会が必要と認めたとき。
- 2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- 3) 監事が民法第 59 条第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した請求があったとき開催する。

(招 集)

第 21 条 会議は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の場合には、理事会の議決のあった日又は請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

- 3 会長は、会議を招集するときには、その構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席構成員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第24条 会議は、この定款に別に規定するもののほか、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

- 2 構成員は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし代理人は、その代理権を証する書面を連合会に提出するものとする。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 会議の日時及び場所
 - 2) 構成員の現在数
 - 3) 会議に出席した構成員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - 4) 審議事項及び議決事項
 - 5) 議事の経過及び結果並びに発言者の発言要旨
 - 6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した構成員の中から選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 事務局

（事務局）

第27条 連合会に事務局を置き、事務局は、理事会のもとで事務を処理する。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 職員は、別に定めるところにより、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 資産及び事業計画等

（資産の構成）

第28条 連合会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1) 設立当初に寄附された財産目録記載の財産
- 2) 会費
- 3) 補助金
- 4) 寄付金品
- 5) 資産から生じる収入
- 6) 事業に伴う収入
- 7) その他の収入

（資産の管理）

第29条 連合会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て定める。

（経費の支弁）

第30条 連合会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業年度）

第31条 連合会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第32条 連合会の事業計画及び収支予算は、会計年度の開始前に総会の議決を経て定め、島根県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは総会の議決を経るまでの間は、前事業年度の予算に準じて執行することができる。

- 3 前項の規定により予算を執行した場合における収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の変更)

第 33 条 緊急に予算の変更の必要が生じたときは、理事会において決定することができる。
ただし、この場合、次期総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 34 条 連合会の事業報告及び収支決算は、年度終了後 3 ヶ月以内にその事業報告書、収支計算書、貸借対照表、年度末財産目録等として作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により、総会の承認を得た事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に島根県知事に報告しなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、島根県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 36 条 連合会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

- 2 民法第 68 条第 2 項第 1 号の規定による総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

- 3 解散後の残余財産は、総会の議決を経、かつ、島根県知事の許可を得て、地方公共団体又は連合会と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第 9 章 雑 則

(委 任)

第 37 条 この定款の執行について、必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、島根県知事の許可のあった日（平成10年9月16日）から施行する。
- 2 連合会の設立当初の役員は、第11条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、最初の定期総会の開催日までとする。
- 3 連合会設立当初の会員は別紙名簿のとおりとする。
- 4 連合会の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成11年3月31日までとする。
- 5 連合会の設立当初の事業計画及び予算は、第32条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則

- 1 この定款の変更は、島根県知事の認可のあった日（平成12年5月22日）から施行する。

附則

- 1 この定款の変更は、平成12年10月1日から施行する。

附則

- 1 この定款の変更は、島根県知事の認可のあった日（平成14年6月20日）から施行する。

附則

- 1 この定款の変更は、島根県知事の認可のあった日（平成15年6月23日）から施行する。

別 紙

社団法人島根県シルバー人材センター連合会役員名簿

役職名	氏 名	住 所	所 属
会 長	伊藤 孔識	松江市乃木福富町 2 7 2 番地 1	(社) 松江市シルバー人材センター理事長
副会長	久津名 等平	出雲市大塚町 9 0 2 番地	(社) 出雲市シルバー人材センター理事長
常務理事 (事務局長)	湯浅 勉	出雲市白枝町 1 0 8 1 番地 8	
理 事	大谷 治久	益田市東町 2 9 番 5 7 号	(社) 益田市シルバー人材センター理事長
理 事	藤原 ヒサヨ	浜田市内田町 6 0 3 番地	(社) 浜田市シルバー人材センター理事長
理 事	須田 達夫	簸川郡斐川町大字莊原町 4 9 0 番地 1	(社) 斐川町シルバー人材センター理事長
理 事	日野 豊三	出雲市塩冶有り原町 2 丁目 8 番 1 2 号	
監 事	村尾 孝義	出雲市今市町 1 2 3 5 番地	(社) 出雲市シルバー人材センター常務理事
監 事	大石 政文	益田市津田町 1 3 1 2 番地	(社) 益田市シルバー人材センター常務理事

別 紙

社団法人島根県シルバー人材センター連合会会員名簿

正会員 計 5名

種類	会 員 名	代 表 者	所 在 地	電話番号
正	社団法人松江 市シルバー人 材センター	伊藤 孔識	松江市中原町 8 番地	0852-27-0888
正	社団法人出雲 市シルバー人 材センター	久津名 等平	出雲市今市町北本町 2 丁目 1 番地 6	0853-24-1787
正	社団法人益田 市シルバー人 材センター	大谷 治久	益田市高津町イ 2 5 6 1 番地 1	0856-24-2190
正	社団法人浜田 市シルバー人 材センター	藤原 ヒサヨ	浜田市殿町 8 3 番地 1 2 2	0855-23-4680
正	社団法人斐川 町シルバー人 材センター	須田 達夫	簸川郡斐川町大字学 頭 8 2 6 番地 2	0853-72-7838